

## 船橋市新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業（緊急包括支援交付金のうち放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業及び子育て援助活動支援事業分）補助金交付要綱

### （目的）

第1条 本事業は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）の実施について（令和2年6月19日子発0619第1号）別紙新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）実施要綱、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）の交付について（令和2年6月30日厚生労働省発子0630第2号）及び令和2年度千葉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）補助金交付要綱に基づき、第3条に規定する補助対象施設等に対し、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための備品等（以下、「補助対象備品等」という。）の購入等に要した費用及び職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費に対し補助金（以下、「補助金」という。）を交付し、継続的な事業実施に向けた環境の整備を支援することを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において用語の意義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に定めるところによる。

### （補助対象施設等）

第3条 本事業の対象となる施設等は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（市長に対し、法第34条の8第2項に基づく放課後児童健全育成事業開始の届け出をしている施設に限る。）
- （2）法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業（市より事業の委託を受けている施設に限る。）
- （3）法第6条の3第14項に規定する子育て援助活動支援事業（市より事業の委託を受けている施設に限る。）

(補助金交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、船橋市内で補助対象施設等を設置している事業者（以下、「補助事業者」という。）とする。

(補助対象費用)

第5条 補助金の交付の対象となる費用は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助対象施設等が購入する補助対象備品等の購入費又は新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から補助対象施設等が施設の消毒等を委託により実施した場合の委託料（令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に契約、実施、支払いを完了したものに限り。）及びその消費税のうち、市長が適当と認める費用とする。
- (2) 補助対象施設等において、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要なかかり増し経費等のうち、市長が適当と認める費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、1か所あたりの補助対象費用の総額と500,000円を比較して少ない方の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、予算の範囲内において交付する。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、市が指定する申請期間中に、市長に申請しなければならない。

- (1) 船橋市新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業（緊急包括支援交付金のうち放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業及び子育て援助活動支援事業分）補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 領収書等
- (3) 申請額の内訳のわかる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付可否の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否

を決定し、船橋市新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業（緊急包括支援交付金のうち放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業及び子育て援助活動支援事業分）補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第9条 前条の規定により交付決定の通知を受けた申請者は、船橋市新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業（緊急包括支援交付金のうち放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業及び子育て援助活動支援事業分）補助金交付請求書（第3号様式）により、市が指定する期日までに市長に請求しなければならない。

（交付の条件）

第10条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）事業実施計画を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、市長の承認を受けなければならない。
- （2）事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- （3）事業実施計画が予定の期間内に完了していない場合又は当該計画の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- （4）申請者は、補助事業により取得した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下、「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- （5）市長の承認を受けて財産を処分することにより申請者に収入があった場合には、市長はその収入の全部又は一部を市に納付させることができる。
- （6）申請者は、補助事業により取得した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- （7）申請者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に

係る仕入控除税額報告書（第4号様式）によりすみやかに市長に報告しなければならない。市長は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

- (8) 申請者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を備え、当該収支についての証拠書類を整理し、補助金の額の決定の日の属する年度の終了後、5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(交付決定の取消等)

第11条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた申請者があるときは、市長は補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年12月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日をもってその効力を失う。
- 3 この要綱の失効前に交付が決定された補助金については、この要綱の規定はなおその効力を有する。

第1号様式

年 月 日

船橋市長 へ

船橋市新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業（緊急包括支援交付金のうち  
放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業及び子育て援助活動支援事業  
分）補助金交付申請書

法人名

施設名

住 所

代表者氏名

印

新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業（緊急包括支援交付金のうち放課  
後児童健全育成事業、子育て短期支援事業及び子育て援助活動支援事業分）補  
助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

申請金額

円

第2号様式

年 月 日

様

船橋市新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業（緊急包括支援交付金のうち放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業及び子育て援助活動支援事業分）補助金交付可否決定通知書

船橋市長



年 月 日付申請のあった新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業（緊急包括支援交付金のうち放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業及び子育て援助活動支援事業分）補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付します。

交付決定額

円

2 交付しません。

理由

第3号様式

年 月 日

船橋市長 あて

船橋市新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業（緊急包括支援交付金のうち放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業及び子育て援助活動支援事業分）補助金交付請求書

法人名

施設名

住 所

代表者氏名

印

新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業（緊急包括支援交付金のうち放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業及び子育て援助活動支援事業分）補助金を、下記のとおり請求します。

記

請求金額

円

年 月 日

船橋市長 あて

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

法人名  
施設名  
住 所  
代表者氏名 印

年 月 日付け船橋市地子指令第 号で交付決定を受けた令和2年度船橋市新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業（緊急包括支援交付金のうち放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業及び子育て援助活動支援事業分）補助金について、船橋市新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業（緊急包括支援交付金のうち放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業及び子育て援助活動支援事業分）補助金交付要綱第10条第7項に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 船橋市新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業（緊急包括支援交付金のうち放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業及び子育て援助活動支援事業分）補助金交付額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。